

第2号議案

令和4年度事業計画決定の件

令和4年度事業計画を策定したので、その承認を求める。

基本方針

明治5年(1872年)、司法職務定制で代書人として定められたことを発端とする司法書士制度は、本年8月3日に150年を迎える。司法書士の歴史は、社会が変容していくに併せて自らの業務範囲を拡げるべく制度を確立していった、まさに激動の歴史である。令和元年の司法書士法改正では、第1条に使命が明記されるに至り、本年、その使命を行動に移す規範となる司法書士倫理が改正される予定であり、司法書士は次の10年、20年後に向けて新たな一步を踏み出す。

現在、社会は、コロナ禍を契機として急速にデジタル化が進み、司法書士の実務に影響を及ぼす法改正が着々と進められている。また、長期相続登記未了土地解消のための施策が出揃い、相続手続の専門家として司法書士には大きな期待が寄せられている。

我々は、この大きな変革に対応し、司法書士制度の未来への礎を築いていく。

【相続手続の専門家として】

令和6年4月1日より相続登記の義務化がスタートする。司法書士は、単に相続登記業務のみならず、遺言に関する相談、遺産承継業務、相続財産管理人や新たに創設される所有者不明土地建物の管理人等の財産管理の担い手としての業務等、全般的な相続手続の専門家として国民の要請に応じていく必要がある。それには、様々な法改正にアップデートに対応し、自ら研鑽を積み、自らが新たな制度の広告塔となっていくのが司法書士に課せられた役割と考える。この機会をチャンスと捉え積極的な取組を行う。

【社会的要請への対応】

改正司法書士法により、司法書士はその業務を通じて国民の権利擁護を行い、自由かつ公正な社会の形成に寄与することが使命として明記された。

使命は、登記業務のみならず、成年後見業務、裁判手続業務、債務整理業務等、多岐にわたる司法書士業務の根底にあるものである。

司法書士会としても、今後も相談事業、法教育事業、調停センター事業等を通じて、社会からの要請に応えることでその使命を果たしていきたい。

【組織体制の充実】

当会はここ10数年の間、150名台の会員数を維持しているが、会員の平均年齢は依然高い傾向にあり、近い将来、会員数の減少が加速することが懸念される。また、定年等による事務局職員の交替に備え事務局体制を整えていく必要もある。

山形県司法書士会の将来を見据え、各支部、関連団体と連携し、組織財政改革に取り組んでいく。

これらの基本方針のもと、各事業部の事業計画を次のとおり掲げる。

総務部事業計画

1. 制度、組織に関する事業

- (1) 法改正への対応
- (2) 会則規則等の整備・改善
- (3) 組織・財政改革、事務効率化の推進
- (4) 各事業部、各委員会、各支部、連合会、ブロック会、関連諸団体との連携
- (5) 司法書士制度150周年事業の実施

2. 執務、倫理に関する事業

- (1) 会員の執務の指導、連絡及び内部広報
- (2) 会員の倫理向上のための指導及び連絡
- (3) 業務責任賠償保険に関する事項

3. リスクマネジメント

4. 職域の確保に関する事業

- (1) 非司法書士行為の監視、情報の収集、対応
- (2) 司法書士法施行規則41条の2に定める司法書士法違反に関する調査受嘱

5. 国、地方公共団体、他士業団体、その他関係団体との連絡調整

企画部事業計画

第1 研修委員会

1. 会員研修会の実施

(1) 業務研修

- ・民法、不動産登記法等一部改正及び相続土地国庫帰属法関連

(2) 倫理研修

2. 年次制研修の実施

対象者 令和4年4月1日において、以下の登録期間に達する会員

- ① 満3年（平成30年4月1日～平成31年3月31日登録）
- ② 満8年（平成25年4月1日～平成26年3月31日登録）及び以後5年を加えた年

3. 新入会員向け研修会の実施

4. 研修情報の提供

5. 同時配信研修の実施

6. 関連諸団体との連携

7. 所定単位取得達成に向けた施策及び制度の検討

- ・課題通信研修の実施
- ・研修の配信環境の整備

第2 広報委員会

1. 市民広報事業

(1) マスコミ等広報媒体を活用した広報事業

(2) ホームページによる広報

(3) 会員拡大に向けた広報事業

(4) 市町村広報への掲載依頼

2. 会報の発行

3. 法教育の推進、各種講師派遣

(1) 教育機関向け法律講座

(2) 市民向け法律講座

4. 司法書士制度150周年の広報事業

5. 相続登記義務化等、民法・不動産登記法改正へ向けた広報事業

社会事業部事業計画

第1 社会事業委員会

1. 社会的な課題の調査研究及び対策事業
 - ・相続登記義務化
 - ・空き家、所有者不明土地問題
2. 司法書士総合相談センター（常設相談所、個別相談）の運営
3. 相続登記センターの運営
4. 各種相談会の開催
 - ・『遺言・相続』相談会
 - ・専門家9士業によるなんでも相談会
5. 成年後見制度の利用促進への対応
6. 自然災害及び原発事故による被災者に対する支援
7. 国、地方公共団体、隣接職能団体等が行う相談会への相談員派遣、推薦
8. 自治体設置の社会的課題に関する各種機関・委員会への会員の派遣、推薦
9. 財産管理人候補者の推薦
10. 少額簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業
11. 法テラスとの連携
 - ・民事法律扶助の推進
 - ・副所長、民事法律扶助審査委員、相談員の派遣

第2 調停センター運営委員会

1. 調停センター・ハーモニーの運営
2. 調停センター活性化のための施策検討